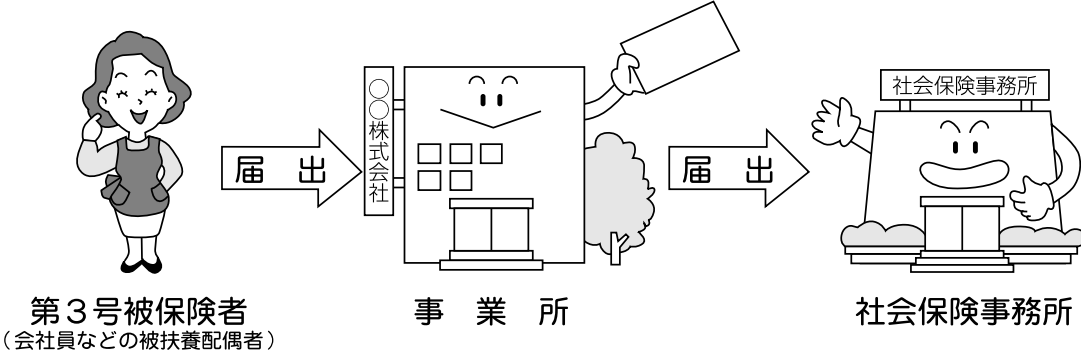


国民年金の手続きが変わります

平成14年4月から



第3号被保険者の届出方法の変更

第3号被保険者とは、会社員などに扶養されている配偶者のことです。これまで本人が市役所に提出していた次のからの届け出は、配偶者の勤務先事業所を通して社会保険事務所に提出することになります。

年金請求窓口の変更

第3号被保険者であった期間のある人が年金の請求をする場合、手続きは社会保険事務所で行うこととなります。

保険料の納付先は国に変わります

鳥取市発行の納付書で市役所に納めていた保険料は、社会保険庁（社会保険事務所）発行の納付書で直接、国に納めることとなります。

これにともない、保険料は全国の銀行、郵便局、簡易郵便局、農協、漁協、信用金庫、労働金庫などでも納めることができるようになります。

また、平成十四年四月分からは口座振替で保険料の一年分、または六カ月分の前納（一括前払い）ができるようになります。便利になります。

口座振替で前納を希望する場合は、市役所、または社会保険事務所に連絡ください。現行どおり一カ月分ずつ口座振替される場合は、特別の手続きは不要です。

納付組織による納付はできなくなります

平成十四年四月からは、納付組織（納税組合など）を通じて保険料を納めることができなくなります。納付組織に加入している人は、社会保険庁発行の納付書で納めていただくか、口座振替への変更をお願いします。

半額免除制度の導入

保険料を納めたくても所得が低く全額納付が困難な人のために、平成十四年四月からいままでの全額免除制度に加え、保険料を半額納付し、半額を免除する半額免除の制度が始まります。半額免除申請した期間は年金の受給資格期間（三百月以上）に含まれますが、年金額の計算時には保険料納付済期間の三分の二とみなされます。（全額免除は平成十四年四月からは、夜間部・定時制・通信制課程の学生も、学生納付特例制度の対象になります。）

学生納付特例制度の対象が拡大

平成十二年四月から始まった学生納付特例制度は、大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校などの学生を対象とし、申請に基づいて一年間保険料を猶予する制度です。

申請が認められれば特例期間中の障害、死亡といった不慮の事態には、障害年金、または遺族年金が支給されます。

平成十四年四月からは、夜間部・定時制・通信制課程の学生も、学生納付特例制度の対象になります。

また、申請した期間は年金の受給資格期間に含まれますが、保険料を納めたとはみなされません。年金額を増やすためにも、十年以内にさかのぼって保険料を納めることをお勧めします。

問い合わせ先 保険年金課
（☎ 20 3205）